

議案第49号

静岡市市民文化会館条例の一部改正について

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例

静岡市市民文化会館条例（平成15年静岡市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3附属設備及び備品の利用料金の限度額の表中

「

楽屋浴室（シャワー付）	1区分	2,200円	2,200円			
-------------	-----	--------	--------	--	--	--

を

」

「

楽屋浴室（シャワー付）	1区分	2,200円	2,200円			
インターネット配信用機材	一式	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	
インターネット配信用通信機器	一式	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
インターネット配信用拡充機器	一式	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円	

に

」

改める。

別表第2の2附属設備及び備品の利用料金の限度額の表中

「

展示設備		320円
------	--	------

を

」

「

展示設備	320円
インターネット配信用機材	4,500円
インターネット配信用通信機器	1,500円
インターネット配信用拡充機器	1,700円

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。